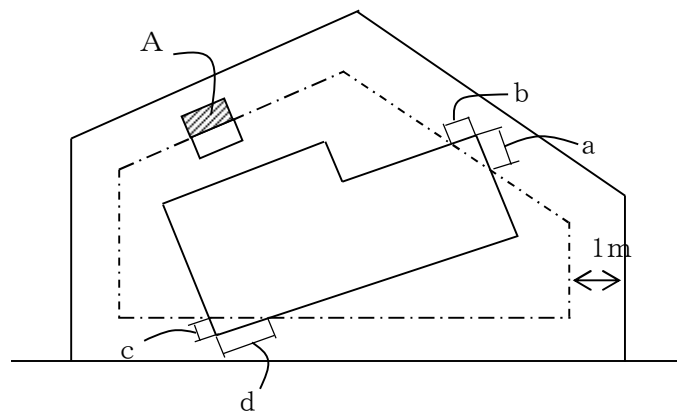


- 一 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が 3m 以下であること。
- 二 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが 2.3m 以下で、かつ、床面積の合計が 5 m² 以下であること。

物置その他これに類する用途としては、自動車車庫、自転車置き場等であり、本屋の一部に下屋が設けられている場合も該当する。

- 1 $a + b + c + d \leq 3m$
- 2 ハッチの部分の軒高 $\leq 2.3m$
 // 面積 $A \leq 5 m^2$



※形態にかかわらず、バルコニー・階段・出窓等は外壁後退対象

※風致地区内においては別途制限有り、詳しくは風致担当部局へ

備考 詳解建築基準法

西宮市建築基準法取扱い基準
2010.04.01